

# とちぎの酒ファン獲得促進（地酒列車ツアー等）業務委託仕様書

## 1 委託業務名

とちぎの酒ファン獲得促進（地酒列車ツアー等）業務委託

## 2 業務の目的

県産酒類（以下「とちぎの酒」という。）の魅力・実力等を体験する主として首都圏の消費者（酒類愛好者）へ向けた事業を実施することで、とちぎの酒の認知度向上（とちぎの酒のファン獲得）を図り、もってとちぎの酒の需要拡大に繋げる。

## 3 委託料上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（委託料に含まれる経費）

企画料、当日運営費、実績報告作成経費、会場設営費、一般管理費及び消費税

## 4 委託期間

契約締結日から令和8(2026)年9月30日（水）まで

## 5 委託業務内容

原則として次のとおりとするが、県と受託者で協議の上変更できるものとする。

### (1) 地酒列車ツアーの実施

首都圏※を始発とする酒類愛好者向けの貸切列車（以下「地酒列車」という。）を運行し、車内でとちぎの酒と栃木県産食材（つまみ類）を味わいながらとちぎの酒についての理解を深め、その魅力を堪能するツアーを実施する。

※首都圏：この事業では、東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県とする。

なお、実施に当たっては、次の内容を取り入れること。

ア 地酒列車の運行は1回（行きのみ）とする。この場合、首都圏内の駅を出発地とし、栃木県宇都宮市内の駅を終点とすること。

イ 地酒列車の運行時期は、集客に効果的な時期とすること。

ウ 車内において、酒類醸造者等による、とちぎの酒の魅力を伝える説明を実施すること。

エ つまみ類は、原則として栃木県産食材を使用すること。

オ 栃木県の特産品をノベルティとして配布すること。

カ 事業の効果測定等のための参加者アンケートを実施すること。

キ ツアー実施時の運営、安全管理については、責任者を配備して実施すること。

ク 参加者の受付、地酒列車・とちぎの酒・つまみ等の手配及び搬入、費用の精算、公的機関への届出等は、受託者の責任において実施すること。

ケ 参加費は、一人当たり10,000円程度とすること。

（参加費に含まれる経費[想定]）

参加者募集費、列車貸切費、出展者協力費、車内提供飲料・食材費、参加者ノベルティ準備費、その他必要経費

## (2) 酒類愛好家向けプロモーションの実施

地酒列車終点駅付近において、試飲イベントなどのプロモーションを実施する。  
なお、実施に当たっては、次の内容を取り入れること。

- ① とちぎの酒を複数種類紹介するものであること。
- ② 地酒列車参加者以外の酒類愛好家等へも訴求する内容であること。

## 6 事業計画書の提出

契約締結後、事業計画書（実施までの手配や検証までのスケジュール等）をあらかじめ提出すること。（様式任意）

## 7 実績報告書の提出

本件業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに1部提出すること。

## 8 調査等

栃木県は、必要があると認めるときは、受託者に対して本件業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わねばならない。

## 9 業務処理体制

- (1) 受託者は、本件業務の遂行に当たり、十分な能力を持つ要員を従事させること。
- (2) 栃木県は、要員がその職務の執行について不適當を認めるときは、受託者に対しその変更を求めることができる。
- (3) 受託者は栃木県の指示に従い、本件業務を実施すること。
- (4) 本件業務に係る細部の仕様等については、栃木県と受託者の協議の上決定する。

## 10 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報保護法の趣旨に基づき個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を県職員と同様に遵守するとともに、情報漏えい防止及び個人情報保護に必要な体制を整備し、必要な措置を講ずること。

## 11 守秘義務の厳守

受託者は、業務を遂行する上で知り得た情報を漏らしてはならない。契約終了後も、同様とする。

## 12 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じたときは、栃木県と受託者が、協議の上決定することとする。